

高等海難審判庁長官 殿

国土交通大臣 扇 千景

平成 1 4 年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 1 4 年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

．海難審判庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

．海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1．迅速な海難の調査、審判開始の申立について

<u>具体的な目標</u> 海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を 8 . 5 ヶ月以内とする。
<u>評 価</u> 【評定】 目標どおり達成されたと認められる。 【所見】 海難の認知から審判開始の申立までの期間についての定期的な測定、各地方海難審判理事所における事件処理状況の実態調査、事件情報の集中管理による調査の迅速化・効率化に努めた結果、1 4 年度実績として目標を上回る 7 . 6 ヶ月に短縮することができたことは、迅速な海難の調査、審判開始の申立の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

2．迅速な海難の審判及び裁決について

<u>具体的な目標</u> 審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を 7 . 5 ヶ月以内とする。
<u>評 価</u>

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

未済事件数の多い地方海難審判庁への重点的な人員配置、申立から裁決までの期間の定期的な測定、申し立てられた事件についての集中的審理を行うなどの取り組みを行うことで、平成14年度実績として目標を上回る5.9ヶ月に短縮することができたことは、迅速な海難の審判及び裁決の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

3. 海難に関する情報の利用促進等について

具体的な目標

「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る（容量を80MB（13年度目標の20MBの4倍）以上とする。）

評価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

近年増加傾向にあるプレジャーボート海難について、158件の裁決をもとに発生地域別・船種別に分類して、海難の現状や再発防止策を掲載するとともに、社会的影響の大きい事件について報道・出版された資料の掲載を行うなど、ホームページ上の情報の充実を図り、従来の73MBから目標を上回る193MBに容量を拡大した。これにより、広く国民一般に対して海難防止に関する知識の普及が図られることが期待される。

具体的な目標

海難審判庁の活動状況の紹介や裁決事例を活用した海難の再発防止に資する情報提供を行う「海難審判情報誌」を定期刊行するとともに、本庁のほか、地方機関においても多様なテーマについて深度化した「海難分析」を開始する。

評価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

海難審判情報誌（マイアニュースレター）を平成14年5月から隔月ごとに発行し、最近の裁決事例を分析し、特にヒューマンファクターに係る要因等をわかりやすく解説して、海事関係者等に提供しているほか、本庁及び地方機関において、海難のテーマごとの分析集を刊行し、関係行政機関、海事関係団体及び研究・教育機関等に幅広く提供しており、着実な業務実施が行われてきている。これにより、海難の再発防止に資する一層の情報提供が行われるものと期待される。

具体的な目標

海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図るための「海難審判説明会」を12回以上実施する。

評 価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

海事関係団体、教育機関等に対して、「海難審判制度の説明」「事件事例と防止策」等、裁決や海難の分析結果をもとに、目標を大きく上回る22回の海難審判説明会を実施しており、積極的な取り組みがなされてきていると考えられる。これにより、一層の海上交通に係る安全対策の周知・啓蒙が図られることが期待される。

官 房 長 殿

政 策 統 括 官

平成 1 4 年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価

中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）第 1 6 条第 6 項第 2 号の規定に基づき、平成 1 4 年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

．海難審判庁が達成すべき目標についての評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

．海難審判庁が達成すべき目標についての評価

1．迅速な海難の調査、審判開始の申立について

具体的な目標

海難の認知から審判開始の申立までの平均期間を 8 . 5 ヶ月以内とする。

評 価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

海難の認知から審判開始の申立までの期間についての定期的な測定、各地方海難審判理事所における事件処理状況の実態調査、事件情報の集中管理による調査の迅速化・効率化に努めた結果、1 4 年度実績として目標を上回る 7 . 6 ヶ月に短縮することができたことは、迅速な海難の調査、審判開始の申立の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

2．迅速な海難の審判及び裁決について

具体的な目標

審判開始の申立受理から裁決までの平均期間を 7 . 5 ヶ月以内とする。

評 価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

未済事件数の多い地方海難審判庁への重点的な人員配置、申立から裁決までの期間の定期的な測定、申し立てられた事件についての集中的審理を行うなどの取り組みを行うことで、平成14年度実績として目標を上回る5.9ヶ月に短縮することができたことは、迅速な海難の審判及び裁決の実現に向けた大きな改善であると考えられる。

3. 海難に関する情報の利用促進等について

具体的な目標

「海難審判庁ホームページ」の裁決・広報等の各種データ提供の充実を図る（容量を80MB（13年度目標の20MBの4倍）以上とする。）

評価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

近年増加傾向にあるプレジャーボート海難について、158件の裁決をもとに発生地域別・船種別に分類して、海難の現状や再発防止策を掲載するとともに、社会的影響の大きい事件について報道・出版された資料の掲載を行うなど、ホームページ上の情報の充実を図り、従来の73MBから目標を上回る193MBに容量を拡大した。これにより、広く国民一般に対して海難防止に関する知識の普及が図られることが期待される。

具体的な目標

海難審判庁の活動状況の紹介や裁決事例を活用した海難の再発防止に資する情報提供を行う「海難審判情報誌」を定期刊行するとともに、本庁のほか、地方機関においても多様なテーマについて深度化した「海難分析」を開始する。

評価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

海難審判情報誌（マイアニュースレター）を平成14年5月から隔月ごとに発行し、最近の裁決事例を分析し、特にヒューマンファクターに係る要因等をわかりやすく解説して、海事関係者等に提供しているほか、本庁及び地方機関において、海難のテーマごとの分析集を刊行し、関係行政機関、海事関係団体及び研究・教育機関等に幅広く提供しており、着実な業務実施が行われてきている。これにより、海難の再発防止に資する一層の情報提供が行われるものと期待される。

具体的な目標

海難審判及び海難防止に係る知識の向上及び普及を図るための「海難審判説明会」を12回以上実施する。

評 価

【評定】

目標どおり達成されたと認められる。

【所見】

海事関係団体、教育機関等に対して、「海難審判制度の説明」「事件事例と防止策」等、裁決や海難の分析結果をもとに、目標を大きく上回る22回の海難審判説明会を実施しており、積極的な取り組みがなされてきていると考えられる。これにより、一層の海上交通に係る安全対策の周知・啓蒙が図られることが期待される。